

○栃木県景観条例施行規則

平成十五年三月二十八日
栃木県規則第二十九号

栃木県景観条例施行規則を次のように定める。

栃木県景観条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、栃木県景観条例(平成十五年栃木県条例第六号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第二条 この規則で定める用語は、条例で定める用語の例による。

(規則で定める工作物)

第三条 条例第二条第二号の規則で定める工作物は、次に掲げるものとする。

- 一 さく、塀、垣(生け垣を除く。)、擁壁その他これらに類するもの
- 二 煙突、排気塔その他これらに類するもの
- 三 鉄筋コンクリート柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの
- 四 記念塔、電波塔、物見塔その他これらに類するもの
- 五 高架水槽、冷却塔その他これらに類するもの
- 六 広告塔、広告板その他これらに類するもの
- 七 彫像、記念碑その他これらに類するもの
- 八 電気供給若しくは有線電気通信のための電線路又は空中線の支持物
- 九 観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュート、メリーゴーラウンドその他これらに類する遊戯施設
- 十 アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類する製造施設
- 十一 ガス、石油製品、穀物、飼料等を貯蔵し、又は処理する施設
- 十二 自動車車庫の用に供する施設
- 十三 汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設

(大規模建築物等の基準)

第四条 条例第二条第三号イの規則で定める基準は、次の各号に掲げる建築物等の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- 一 建築物 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定めるもの
 - イ 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第八条第一項第一号に規定する商業地域
高さ三十一メートル又は建築面積二千平方メートル
 - ロ 都市計画法第八条第一項第一号に規定する用途地域(商業地域を除く。) 高さ二十メートル又は建築面積千五百平方メートル
 - ハ 都市計画法第八条第一項第一号に規定する用途地域が定められていない区域 高さ十三メートル又は建築面積千平方メートル
- 二 前条第一号に掲げる工作物 高さ五メートル
- 三 前条第二号から第七号までに掲げる工作物 高さ(工作物が建築物と一体となって設置される場合にあつては、地盤面から当該工作物の上端までの高さとする。)十五メートル

四 前条第八号に掲げる工作物 高さ二十メートル

五 前条第九号から第十三号までに掲げる工作物 高さ十五メートル又は築造面積千平方メートル

(大規模開発行為の基準)

第五条 条例第二条第三号ロの規則で定める基準は、五ヘクタールとする。

(規則で定める公共的団体)

第六条 条例第二条第四号の規則で定める公共的団体は、次に掲げるものとする。

- 一 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
- 二 独立行政法人中小企業基盤整備機構
- 三 独立行政法人都市再生機構
- 四 日本下水道事業団
- 五 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
- 六 独立行政法人水資源機構
- 七 独立行政法人労働者健康安全機構
- 八 地方住宅供給公社法(昭和四十年法律第二百二十四号)に基づき設立された地方住宅供給公社
- 九 地方道路公社法(昭和四十五年法律第八十二号)に基づき設立された地方道路公社
- 十 公有地の拡大の推進に関する法律(昭和四十七年法律第六十六号)第十条第一項の規定により設立された土地開発公社

(平十六規則十三・平十七規則五九・平一九規則二三・平一九規則五八・平二〇規則四二・平二三規則四〇・平二八規則十九・一部改正)

(景観形成重点地区の指定等の案の公告)

第七条 条例第十条第三項(同条第八項において準用する場合を含む。)の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

- 一 景観形成重点地区の名称
- 二 景観形成重点地区(区域の変更の場合にあっては、当該変更に係る部分)の区域
- 三 景観形成重点地区の指定、解除又は区域の変更の案の縦覧場所

2 条例第十一条第四項において準用する条例第十条第三項の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

- 一 重点地区景観形成基準の名称
- 二 重点地区景観形成基準の設定、廃止又は変更の案の縦覧場所

(公聴会の開催)

第八条 知事は、条例第十条第五項(同条第八項及び条例第十一条第四項において準用する場合を含む。)に規定する公聴会を開催しようとするときは、日時、場所及び公聴会において意見を聴こうとする案件を公告するとともに、当該案件に関し意見を聴く必要があると認めたと者にその旨を通知するものとする。

2 前項の公告は、公聴会の開催日の三週間前までに行うものとする。

(景観形成重点地区における建築行為等の届出)

第九条 条例第十三条第一項又は第二項の規定による届出は、景観形成重点地区内建築行為等(変更)届出書(別記様式第一号)に、別表第一に定める図書(条例第十三条第二項の

規定による届出の場合にあっては、同表に定める図書のうち変更に係るものを添付して行うものとする。

2 条例第十三条第一項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 建築行為等をする者の住所及び氏名(法人にあっては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名)
 - 二 建築行為等の施行内容
 - 三 建築行為等の完了予定日
- (景観形成重点地区における届出を要しない行為)

第十条 条例第十四条第六号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。

- 一 建築物の新築、増築、改築又は移転で、当該新築、増築、改築又は移転に係る部分の床面積の合計が十平方メートル以下のもの
- 二 建築物の外観の変更で、当該変更に係る部分の面積の合計が十平方メートル以下のもの
- 三 次に掲げる工作物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更(増築又は改築後において、その工作物の高さ又は面積が当該工作物に係るイからニまでに規定する高さ又は面積を超えることとなる場合における当該増築又は改築を除く。)
 - イ 第三条第一号に掲げる工作物で、高さが二メートル以下のもの
 - ロ 第三条第二号から第五号まで、第七号及び第八号に掲げる工作物で、高さが五メートル以下のもの
 - ハ 第三条第六号に掲げる工作物で、高さが五メートル以下であり、かつ、表示面積の合計が十平方メートル以下であるもの
 - ニ 第三条第九号から第十三号までに掲げる工作物で、高さが五メートル以下であり、かつ、築造面積が十平方メートル以下であるもの
- 四 工事に必要な仮設の建築物等の新築、増築、改築、移転又は外観の変更
(公表する事項)

第十一条 条例第十六条(条例第二十二条において準用する場合を含む。)の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 勧告を受けた者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)
 - 二 勧告を受けた者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
- (大規模行為の届出)

第十二条 条例第二十条第一項又は第二項の規定による届出は、大規模行為(変更)届出書(別記様式第二号)に、行為の種類に応じて、別表第二に定める図書(条例第二十条第二項の規定による届出の場合にあっては、同表に定める図書のうち変更に係るものを)を添付して行うものとする。

2 条例第二十条第一号の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 大規模行為をする者の住所及び氏名(法人にあっては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名)
 - 二 大規模行為の施行内容
 - 三 大規模行為の完了予定日
- (届出を要しない大規模行為)

第十三条 条例第二十一条第三号の規定による規則で定める行為は、次に掲げるものとする。

る。

- 一 大規模建築物等の増築又は改築で、当該増築又は改築に係る部分の床面積又は築造面積の合計が十平方メートル以下のもの
- 二 大規模建築物等の外観の変更で、当該変更に係る部分の面積の合計が十平方メートル以下のもの
- 三 都市計画法第四条第十五項に規定する都市計画事業の施行として行う開発行為
- 四 土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第二条第一項に規定する土地区画整理事業の施行として行う開発行為
- 五 都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第二条第一号に規定する市街地再開発事業の施行として行う開発行為

(景観形成住民協定の申請等)

第十四条 条例第二十七条第一項の規定により知事の認定を受けようとする者は、景観形成住民協定認定申請書(別記様式第三号)により知事に申請するものとする。

2 景観形成住民協定には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 景観形成住民協定の名称、目的及び対象となる土地の区域に関する事項
- 二 景観形成を図るための措置に関する事項
- 三 景観形成住民協定の有効期間に関する事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、景観形成住民協定の対象となる土地の区域の景観形成に関し必要な事項

(景観形成特定事業者協定の面積)

第十五条 条例第二十八条第一項の規則で定める面積は、一ヘクタールとする。

附 則

この規則は、平成十五年四月一日から施行する。ただし、第九条から第十五条までの規定は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則(平成一六年規則第一三号)

この規則中第一条の規定は平成十六年四月一日から、第二条の規定は同年七月一日から施行する。

附 則(平成一七年規則第五九号)

この規則は、平成十七年十月一日から施行する。

附 則(平成一九年規則第二十三号)

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則(平成十九年規則第五八号)

この規則は、平成十九年十月一日から施行する。

附 則(平成二十年規則第四二号)

この規則は、平成二十年六月十七日から施行する。

附 則(平成二十三年規則第四〇号)

この規則は、平成二十三年十月一日から施行する。

附 則(平成二十八年規則第十九号)

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。